

# 自己点検シート【地域密着型通所介護・第1号通所事業】

事業所名	
点検者の職種・氏名	
点検年月日	令和 年 月 日

各項目を点検し、確認事項の内容を満たしている場合は「適」、満たしていない場合は「不適」、該当する事例がない場合は「事例なし」にチェック（□を■に塗りつぶすなど）をしてください。

根拠条文欄において、「条例」とあるのは「市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準（平成24年条例第38号）」を指します。「総合事業」とあるのは「市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営等並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準（平成28年告示第109号）」を指します。「法」とあるのは「介護保険（平成9年法律第123号）」を指します。「規則」とあるのは「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を指します。「総合事業規則」とあるのは「市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）」を指します。「I 基本方針からV変更の届出」までは、別に定める場合を除き、地域密着型通所介護及び第1号通所事業共通とします。その際、総合事業においては地域密着型通所介護を第1号通所事業に、要介護者を要支援者又は事業対象者に、居宅サービス計画を介護予防サービス計画（介護予防ケアマネジメントを含む）に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者（第1号介護予防支援事業者を含む）と読み替えてください。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	事例なし	不適	
<b>I 基本方針</b>						
1	基本方針	要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。	条例第61条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	総合事業	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	総合事業第44条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>II 人員基準</b>						
2	従業者の員数	<p><b>【生活相談員】</b>                      提供時間数（※1）に応じて、単位数にかかわらず、専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員を1名以上配置していますか。                      ※1 サービス提供開始時刻から終了時刻までとし、サービスが提供されていない時間帯を除く。                      ※2 提供日ごとに、生活相談員の勤務延時間数 ≥ 提供時間数 となっていること。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">                         例えば、9:00～12:00、13:00～18:00の2単位のサービスを実施する場合、サービス提供時間は9:00～18:00（12:00～13:00を除く）の8時間となり、生活相談員の員数にかかわらず、8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。                     </div> <p>※3 生活相談員は、社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>	条例第61条の3 総合事業第45条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p><b>【看護職員】</b>                      単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）を1名以上配置していますか。                      ※4 提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図ること。                      ※5 利用定員が10人以下の場合は、看護職員を配置しないことも可。（この場合、「事例なし」にチェックしてください。）</p>	条例第61条の3 総合事業第45条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
	<p>【介護職員】</p> <p>提供時間数(※6)に応じて、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員を次のとおり配置していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数が15人までは1名以上</li> <li>・それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上</li> </ul> <p>※6 ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数)とする。</p>	条例第61条の3 総合事業第45条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>指定地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員(利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介護職員)を、常時1人以上従事させていますか。</p> <p>※7 この限りにおいて、常時配置された介護職員以外の介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員等として従事することができる。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>【機能訓練指導員】</p> <p>機能訓練指導員を1名以上配置していますか。</p> <p>※8 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師・きゅう師)であること。</p>	条例第61条の3 総合事業第45条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤となっていますか。</p>	条例第61条の3 総合事業第45条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
3	<p>管理者は、常勤・専従(※)ですか。</p> <p>※ 管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。</p> <p>→ 管理者の兼務状況について回答してください。</p> <p>①兼務の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>②兼務の内容(①で有にチェックした場合のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業所の従業者</p> <p>[詳細]&lt;職種: &gt;</p> <p><input type="checkbox"/> その他(同一敷地内の他事業所の従業者等)</p> <p>[詳細]&lt;事業所名: &gt;</p> <p>&lt;職種: &gt;</p>	条例第61条の4 総合事業第46条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<b>Ⅲ 設備基準</b>						
4	<p>設備及び備品等</p> <p>食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有していますか。また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備・備品を備えていますか。</p> <p>【食堂、機能訓練室】</p> <p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p>※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所として可。</p> <p>【相談室】</p> <p>遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</p> <p>【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】</p> <p>消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。</p>	条例第61条の5 総合事業第47条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>【食堂、機能訓練室】</p> <p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p>※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所として可。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>【相談室】</p> <p>遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】</p> <p>消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<b>Ⅳ 運営基準</b>						
5	<p>内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>事業所の概要、重要事項(※)について記した文書等を交付し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用者のサービス選択に資すると認められる事項</p>	条例第61条の20 で準用する第10条 総合事業第55条 に準用する第9条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
6	<p>提供拒否の禁止</p> <p>正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。</p>	条例第61条の20 で準用する第11条 総合事業第55条 に準用する第10条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)	
			適	事例なし	不適		
7	サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに行っていますか。	条例第61条の20で準用する第12条 総合事業第55条に準用する第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。	条例第61条の20で準用する第13条 総合事業第55条に準用する第12条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。	条例第61条の20で準用する第14条 総合事業第55条に準用する第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	心身の状況等の把握	サービス担当者会議を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	条例第61条の20で準用する第15条 総合事業第55条に準用する第14条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
11	居宅介護支援事業者等との連携	サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例第61条の20で準用する第16条 総合事業第55条に準用する第15条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
12	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第61条の20で準用する第18条 総合事業第55条に準用する第17条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
13	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	条例第61条の20で準用する第19条 総合事業第55条に準用する第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14	サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面等に記録していますか。	条例第61条の20で準用する第21条 総合事業第55条に準用する第20条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
15 利用料等の受領	利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例61条の7 総合事業第48条 条例61条の7 総合事業第48条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②通常要する時間を超えるサービス提供で、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用【総合事業は不可】 ③食事の提供に要する費用 ④おむつ代 ⑤指定地域密着型通所介護の提供において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	指定地域密着型通所介護の提供は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的に行われていますか。	条例61条の8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17 指定第1号通所事業の基本取扱方針	単に利用者の運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供を行っていますか。	総合事業第56条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを心がけるとともに、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行っていますか。	条例61条の9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者の心身の状況等の把握に努め、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを適切に提供していますか。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19 指定第1号通所事業の具体的取扱方針	サービス提供開始時から少なくとも1月に1回は利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況について指定第1号介護予防支援事業者に報告していますか。	総合事業第57条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定第1号通所事業計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでの間に、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
20 指定第1号通所事業の提供に当たっての留意点	アセスメントにおいて把握された課題, 指定第1号通所事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ, 効率的かつ柔軟なサービス提供に努めていますか。	総合事業第58条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	運動器機能向上サービス, 栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては, 国内外の文献等において有効性が確認されている等適切なものとしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し, 利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービス提供は行わないとともに, 安全管理体制等の確保を図ること等を通じて, 利用者の安全面に最大限配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21 地域密着型通所介護計画書の作成	利用者の心身の状況, 希望及びその置かれている環境を踏まえて, 具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画書を作成していますか。	条例第61条の10 総合事業第57条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	地域密着型通所介護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	地域密着型通所介護計画書の内容について利用者又はその家族に説明を行い, 利用者から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	地域密着型通所介護計画書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	提供したサービスの実施状況や目標の達成状況の記録を行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
22 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は, 遅滞なく, 意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより, 要介護状態の程度を増進させたときと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け, 又は受けようとしたとき。	条例第61条の20で準用する第29条 総合事業第55条に準用する第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23 緊急時等の対応	サービス提供中, 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は, 速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置をとっていますか。	条例第61条の20で準用する第30条 総合事業第55条に準用する第25条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24 安全管理体制等の確保	サービス提供中に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え, 緊急時マニュアル等を作成し, 従業者に周知徹底するとともに, 速やかに主治の医師への連絡が行えるよう, 緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	総合事業第59条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	サービス提供前に脈拍や血圧等を測定するなど利用者の当日の体調を確認するとともに, 無理のない適度なサービス内容とするよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供中においても, 利用者の体調の変化に常に気を配り, 病状の急変等が生じた場合などには, 速やかに主治の医師へ連絡するなど必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)	
			適	事例なし	不適		
25	管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。	条例第61条の11	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
26	運営規程	指定地域密着型通所介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定地域密着型通所介護の利用定員 ⑤指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	条例第61条の12 総合事業第49条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
27	勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。	条例第61条の13 総合事業第50条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については委託可。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		地域密着型通所介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。この場合、原則すべての従事者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
28	業務継続計画の策定など	感染症または非常災害の発生時において利用者に地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための計画および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例第61条の20 で準用する第33条の2 総合事業第55条 で準用する第29条の2	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更をしていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
29	定員の遵守	サービス提供日において、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていませんか。	条例第61条の14 総合事業第51条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
30	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。また訓練にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	条例第61条の15 総合事業第52条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
31	衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	条例第61条の16 総合事業第53条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。 ①感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催とその結果の従業者へ周知。 ②感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備。 ③感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
32 掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示またはこれらを記載した書面を事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることができるようにしていますか。	条例第61条の20で準用する第35条 総合事業第55条に準用する31条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
33 秘密保持等	従業員が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	条例第61条の20で準用する第36条 総合事業第55条に準用する第32条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	同上	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面等により得ていますか。	同上	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
34 広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	条例第61条の20で準用する第37条 総合事業第55条に準用する第33条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
35 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、利用者にとっての事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第61条の20で準用する第38条 総合事業第55条に準用する第34条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
36 苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 → 苦情受付体制について回答してください。	条例第61条の20で準用する第39条 総合事業第55条に準用する第35条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	①苦情相談窓口の設置： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②相談窓口担当者： ③苦情件数：月____件程度(なしの場合0と記入) 苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
37 不当な働きかけの禁止	介護予防支援事業者等または利用者等に対して、利用者に必要なサービスやサービスをサービス計画等に位置付けるよう求める等の不当な働きかけは行っていませんか。	総合事業第55条で準用する第33条の2	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
38 地域との連携	指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員等により構成される協議会「運営推進会議」(テレビ電話装置を活用して行うことも可)を設置し、おおむね6月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	条例第61条の17条 総合事業第55条に準用する第36条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	指定地域密着型通所介護事業者は報告、評価、要望、助言等の記録を公表していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動との連携および協力を行うなど地域との交流に努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	事業所の同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
39 事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。	条例第61条の18条 総合事業第55条に準用する第37条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。					
	→ 過去一年間の事故事例の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当する方にチェックを入れてください。)					
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	→ 損害賠償保険への加入： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当する方にチェックを入れてください。)					
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
40 虐待の防止	虐待の発生またはその再発を防止するため次に掲げる措置を講じていますか。 ①虐待の防止のための対策を講ずる委員会(テレビ電話等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知する。 ②虐待の防止のための指針の整備。 ③定期的な虐待の防止のための研修の実施 ④①～③を適切に実施するための担当者を置く。	条例第61条の20で準用する第41条の2 総合事業第55条が準用する第37条の2	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
41 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	条例第61条の20で準用する第42条 総合事業第55条が準用する第38条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
42 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。(①、②、⑦に掲げる記録にあっては、5年間) ①地域密着型通所介護計画 ②提供した具体的なサービス内容等の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥運営推進会議の記録 ⑦従業者の勤務の記録	条例第61条の19 総合事業第54条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<b>V 変更の届出等</b>						
43 変更の届出等	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令等で定める事項に変更があったとき、又は当該地域密着型通所介護を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令等で定めるところにより、10日以内に、その旨を市川市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程 ⑦地域密着型通所介護費の請求に関する事項	法第78条の5 規則第131条の13 総合事業規則第9条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	